

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成19年3月1日(2007.3.1)

【公開番号】特開2004-239058(P2004-239058A)

【公開日】平成16年8月26日(2004.8.26)

【年通号数】公開・登録公報2004-033

【出願番号】特願2004-29588(P2004-29588)

【国際特許分類】

E 05 C 17/22 (2006.01)

E 05 D 7/10 (2006.01)

B 60 J 5/04 (2006.01)

【F I】

E 05 C 17/22 A

E 05 D 7/10

B 60 J 5/04 L

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月11日(2007.1.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両ドアヒンジを開いた位置に保持するための取外し可能ドアチェック装置であつて、本体(21)と、

前記本体(21)から延び、前記本体(21)と同一平面上に配置された第1および第2の脚部(23, 24; 33, 34)と、

前記本体(21)と垂直の方向で前記本体(21)から延びる突出部(22; 32)とを備え、

前記本体(21)は、長手方向の軸(31)を規定し、

前記第1および第2の脚部(23, 24; 33, 34)は弓形の内側表面部分(26)を間に含み、

前記第1および第2の脚部(23, 24; 33, 34)は前記弓形の内側表面部分(26)に開口部を形成し、前記脚部(23, 24; 33, 34)は前記長手方向の軸(31)と或る角度をとつて延びることを特徴とする、取外し可能ドアチェック装置。

【請求項2】

前記突出部(22; 32)は、前記長手方向の軸(31)と交差する突出部軸(33)を規定することを特徴とする、請求項1に記載の取外し可能ドアチェック装置。

【請求項3】

前記弓形の内側表面部分(26)は、前記長手方向の軸(31)上に中心点(32)があることを特徴とする、請求項2に記載の取外し可能ドアチェック装置。

【請求項4】

前記突出部(22; 32)は先細りにされることを特徴とする、請求項1から3のいずれかに記載の取外し可能ドアチェック装置。

【請求項5】

前記本体(21)、脚部(23, 24; 33, 34)および突出部(22; 32)は、単一の材料片から完全に形成されることを特徴とする、請求項1から4のいずれかに記載

の取外し可能ドアチェック装置。

【請求項 6】

前記材料は金属であることを特徴とする、請求項5に記載の取外し可能ドアチェック装置。

【請求項 7】

さらに、前記本体(21)から或る角度をとって延びるタブ取手(25；35)を備える、請求項1から6のいずれかに記載の取外し可能ドアチェック装置。

【請求項 8】

前記第1および第2の脚部(23，24；33，34)の前記端部は、共有される直線に沿って整列されることを特徴とする、請求項1から7のいずれかに記載の取外し可能ドアチェック装置。

【請求項 9】

ドアヒンジであって、

第1のヒンジ部分と、

第2のヒンジ部分と、

前記第1および第2のヒンジ部分を通過するヒンジピンとを備え、第1および第2のヒンジ部分は、開いた位置と閉じた位置との間でヒンジピンまわりを旋回でき、前記ドアヒンジはさらに、

前記第1および第2のヒンジ部分より外側で前記ヒンジピン上に配置されて、前記開いた位置において前記第2のヒンジ部分と係合する取外し可能ドアチェック装置を備え、

前記取外し可能ドアチェック装置は、請求項1から8のいずれかに従って形成されることを特徴とする、ドアヒンジ。

【請求項 10】

前記取外し可能ドアチェック装置は、前記第1のヒンジ部分に当接する第1および第2の脚部を含むことを特徴とする、請求項9に記載のドアヒンジ。

【請求項 11】

前記取外し可能ドアチェック装置の前記突出部は、前記第2のヒンジ部分内の孔と係合することを特徴とする、請求項9または10に記載のドアヒンジ。